

高千穂町告示第24号

令和元年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月21日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和元年8月28日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	安在 昭則議員
本願 和茂議員	中島 早苗議員
馬原 英治議員	佐藤 久生議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

令和元年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和元年8月28日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年8月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第5号 平成30年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第6号 平成30年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第47号 平成30年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第48号 平成30年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第49号 平成30年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 平成30年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第51号 平成30年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第52号 平成30年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 平成30年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第54号 平成30年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 平成30年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第58号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第19 議案第59号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第60号 高千穂町消防団条例の一部改正について

- 日程第21 議案第61号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 令和元年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第63号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第64号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第65号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第66号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第67号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第68号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第69号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第30 議案第70号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第31 議案第71号 高千穂町教育委員会教育長の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第5号 平成30年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第6号 平成30年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第47号 平成30年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第48号 平成30年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第49号 平成30年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 平成30年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第51号 平成30年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第52号 平成30年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第53号 平成30年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第54号 平成30年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第15 議案第55号 平成30年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第56号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第58号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第19 議案第59号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第60号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第21 議案第61号 高千穂町保育料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第62号 令和元年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第63号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第64号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第65号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第66号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第67号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第68号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第69号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第30 議案第70号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第31 議案第71号 高千穂町教育委員会教育長の選任同意について

出席議員（13名）

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉 哲男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	9番 佐藤 久生議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 佐藤健次郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	濱田 琢一	総務課長	……………	石渕 敦司
財政課長	……………	佐藤 英次	税務課長	……………	須藤 浩文
町民生活課長	……………	興梠 晶彦	企画観光課長	……………	山下 正弘
福祉保険課長	……………	有藤 寿満			
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				甲斐 徹
農地整備課長	……………	佐藤 峰史	建設課長	……………	佐藤 雄二
会計管理者	……………	興梠 貴俊	病院事務次長	……………	飯干 美恵
保健福祉総合センター事務長	……………				林 謙一
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をおとりください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから、令和元年第3回高千穂町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号12番、富高健一郎議員、議席番号13番、富高友子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月13日までの17日間にしたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月13日までの17日間と決定いたしました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うことで予定しています。

日程第3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の規定に基づき、例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告といたします。

続いて、議会運営委員会からの閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

本日まで受理しました陳情1件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。高千穂町議会第3回定例会に議員の皆様には大変お忙しい中に御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

去る8月11日に開催いたしましたサルタフェスタにつきましては、多くの議員の皆様が開会式に御出席をいただき、また、議会ブースを設けていただくなど積極的に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

時折、雨が降る天候でございましたが、約1万人の人出があり、会場は閉会の花火まで終日熱気にあふれ、多くの皆様に喜んでいただけたものと思っております。

企画運営いただきました実行委員会の皆様や、消防団を始め御協力いただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

また、8月4日に五ヶ瀬町で西臼杵郡消防操法大会が開催され、ポンプ車操法の部で機動分団第2部が優勝し、機動分団第1部が第3位、小型ポンプ積載車操法の部で第1分団第2部が第3位、小型ポンプ操法の部で第5分団第1部が3位という成績でありました。

これまでの団本部の操法指導と団員各位の長期にわたる訓練に対し、改めて敬意を表したいというふうに存じます。

今回の定例会は、平成30年度の決算審査があり、議員の皆様には大変お骨折りをおかけいたしますけれども、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、当面します町政につきまして御報告を申し上げます。

初めに、7月3日及び14日の梅雨前線豪雨災害及び8月5日から6日の台風8号災害について報告をいたします。

まず、農林振興課所管の被害についてであります。今回の台風8号では、飼料作物に少しの倒伏はあったものの農作物への被害はなく、また、ハウス等の栽培施設につきましても被害はございませんでした。

また、林道施設につきましては、台風8号により上野の王農内線で1カ所の路肩決壊が発生しましたが、通行は可能であります。被害額は300万円程度を見込んでおります。その他、倒木、土砂の流出が見られた路線がありましたが、通常の維持管理で対応可能なものでございます。

次に、農地・農業用施設災害につきましては、7月3日の梅雨前線豪雨で農地1カ所が被災し、被害額は400万円でございます。また、台風8号につきましては、農地5カ所800万円、農業用施設1カ所200万円の被害となっております。

次に、町道・町管理河川の公共土木施設につきましては、7月14日の豪雨により、町道の路肩決壊が1カ所400万円であり、その他、崩土・落石・倒木等、数件ありましたが、既に対応済みであり、全て通行可能となっております。

これらの災害復旧につきましては、9月末より順次災害査定を受けることとなっており、早急な復旧を図るため、本議会に補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、ただいま報告いたしましたとおり、現時点では大規模な災害の発生はなく、また、高千穂峡などの観光施設も被害はございませんでしたが、まだまだ台風シーズンでありますので、人的な被害も含め、被害を最小限に食い止められるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、台湾花蓮市との姉妹都市盟約締結についてでございますが、このことにつきましては、

6月の第2回定例会において御承認をいただきましたので、その報告と今後の日程調整等のため、7月18日に花蓮市を訪問いたしました。

駅に到着をした際には、民族衣装の方々には唄や踊りで出迎えをいただき、市役所到着時にも、全職員に日本と台湾の旗を振って盛大にお迎えをいただきました。さらには、年に一度の花蓮県原住民族豊年節に御招待をいただき、現地の文化にも触れ、今後の交流のイメージも膨らみ、大変有意義な訪問となりました。

花蓮市長からは、花蓮市で高千穂町の特産品の販売や観光PRなどを行いたいとお話もあり、民間での交流も促進しながら、互いの地域振興につなげたいという、今回の姉妹都市盟約に向けた並々な熱意も感じたところでございます。

そして、姉妹都市盟約の締結につきましては、ことし10月8日に花蓮市において正式な締結を行うことといたしました。議長にも御同行いただき、また、観光協会長や商工会長、日華親善協会副会長など関係団体からも御同行いただき、町全体として今後の交流をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

なお、花蓮市側からは、本町が町制施行100周年となり、また、台湾との交流を続けている日華親善協会が30周年を迎える来年度に、御来町いただく方向で調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、今月初旬に開催されました、全国高等学校総合体育大会登山競技について御報告をいたします。

本競技は、8月2日から6日までの5日間にわたり開催をされました。8月2日に武道館で開会式を行い、高千穂町総合公園を幕営地として、8月3日が親父山コース、4日が古祖母山・障子岳コースで競技を実施、5日は筒が岳・祖母山コースでございましたが、台風による悪天候を考慮し、祖母山頂までは登らない短縮コースとなりました。8月6日に武道館で閉会式を行い、無事、全日程を終了いたしました。

参加人員は、チーム数94チームの選手376名、監督94名の合計470名でありました。

今大会では、町内外の企業などから総額80万1,450円の協賛金のほか、物的支援もあり、競技運営や選手への飲食物提供などに活用させていただきました。

また、地元の方々からも多大な御支援、御協力をいただきました。4日には、高千穂町公民館女性連絡協議会役員の方々や高千穂高校生ボランティアから、総合公園駐車場において選手たちにおにぎりやしいたげ茶等の振る舞い、5日は、田原地区公民館女性部から、五カ所の野菜集荷場において冷や汁等のおもてなしをいただきました。選手たちは大変に喜んでいただいております。

お忙しい中に、振る舞い等のおもてなしに御協力をいただきました高千穂町公民館女性連絡協

議会役員の皆様、田原地区公民館女性部、田原地区公民館長の皆様や、準備の段階から手伝いをいただきました高千穂高校生徒会の皆様には、心から感謝を申し上げます。

成功裏に大会を終えることができたことに対し、今大会に携わっていただきました全ての皆様に、心から御礼を申し上げたいと思います。

次に、「高千穂の神楽」が2019年度「第41回サントリー地域文化賞」を受賞しましたので、御報告をいたします。

この賞は、サントリー文化財団が、全国各地で展開されている芸術、文学、伝統の保存・継承、衣食住での文化創出、環境美化、国際交流などの活動を通じて、地域の文化向上と活性化に貢献した個人・団体に、毎年「サントリー地域文化賞」を贈呈しているものでございます。

1979年の本賞創設以来、活動の継続性、独創性、発展性、地域への影響力の大きさなどを考慮し、原則として全国から毎年5件の活動が選定をされますけれども、今回、「高千穂の神楽」が受賞候補にノミネートされ、8月22日に受賞の決定が発表されました。

宮崎県では、1994年（平成6年）の旧南郷村の「百済の里づくり」以来の受賞であり、正賞として楯、副賞として300万円が贈呈され、高千穂の夜神楽伝承協議会が受領いたします。贈呈式は、9月27日金曜日に東京で開催される予定となっております。

次に、旧高千穂鉄道施設を利活用した鉄道公園の整備についてでございます。

旧高千穂鉄道の施設につきましては、平成17年の被災と平成20年の全線廃止後、現在、あまてらす鉄道株式会社により、グランドスーパーカートの運行が行われておりますが、昨年度は5万人を超える乗車があり、高千穂における大きな観光施設となっております。また、今後は、客車の購入による輸送人員の増加を図る予定とお聞きをしており、一層の集客増加が期待できるところでございます。

そのような中、これまで鉄道公園の構想につきましては、高千穂町における新たな観光施設の整備による、地域の活性化と雇用の場の創出のためにも整備が必要と考えておりましたが、年々、施設も老朽化が進んでいることから、事業に着手する 때가来たと考えているところでございます。

事業内容といたしましては、高千穂鉄橋を歩いて渡れる施設に改造し、あわせて塗装も行い、周辺に駐車場や休憩所等を設けるものでございます。概算の事業費が約10億円、収入といたしまして、年間30万人の来場とした場合に、年間で1億3,000万円程度を見込んでおります。

今後は、詳細な設計を行うことにより事業費等を確定させ、具体的な事業内容と財源の検討を行う必要があるため、まずは、詳細設計費用の予算計上を今後の議会に提案させていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、現在実施しております、まちづくり事業の進捗状況について御報告をいたします。

御案内のとおり、三田井地区と天岩戸地区において、平成28年度より「都市再生整備計画事業」の採択を受けて、事業に取り組んでいるところでございます。

三田井地区、天岩戸地区、それぞれに地域住民で組織するまちづくり協議会を設立し、この協議会を中心に、具体的な取り組み方や整備方法について協議した上で、ワークショップに提案し、住民の意見を伺いながら決定するという手法で進めているところでございます。

今年度は、三田井地区、天岩戸地区まちづくり協議会の総会を7月に開催し、事業の進捗状況と今後の取り組みについて協議をいたしました。

三田井地区の進捗状況でございますけれども、現在、工事を行っております神殿通りの歩道舗装と照明設置につきましては、年内に全て完成する見込みでございます。また、引き続き、真名井交差点から法務局跡地付近までの道路改良と照明設置工事を、9月末に入札を行い工事に着手する予定でございます。

天岩戸地区につきましては、天岩戸神社東通り線の舗装工事がことしの5月に完成をし、春祭りや8月3日に行われた天岩戸夜市の際も、大変好評を博しておりました。中でも、ことし初めて開催された夜市では、まちづくり協議会が主催して、この通りを歩行者天国とし、13の店舗が出店し、予想以上のにぎわいと盛り上がりを見せました。来場者も1,000人を超えていたのではないかとのことでありまして、まちづくりによる事業の効果があらわれてきたものと実感をしております。

現在は、旧日向屋とみやこ堂の跡地を、観光交流施設とポケットパークとして活用すべく、建物の補償と用地買収に関する契約を交わして、建物が撤去されたところであります。今後、協議会やワークショップの中で、どういうものをつくるかを協議した上で、来年度建設をする計画でございます。また、天の安河原へ続く遊歩道整備につきましても、年内に入札を行い工事に着手する予定であります。

また、県道下野・鹿狩戸線の岩戸橋側道橋につきましては、詳細設計ができ上がりまして、今年度、支庁土木課にて用地買収を行い、諸手続が完了次第、下部工の発注を行う予定であります。全てが完成するまでには3年ほどかかると見込んでおります。

このまちづくり事業も4年目となり、徐々に形が見えてきたことにより、住民の関心も高まってきております。今後、これをどう地域の活性化に結びつけていくかが肝要でございます。

今後とも議員各位の御意見を伺いながら、町民とともに本町の地方創生に向けたまちづくりに取り組んでいく所存でございますので、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、九州中央自動車道の取り組みについてでございます。

今月20日に熊本県嘉島町において九州中央道建設促進地方大会が開催され、国土交通省九州地方整備局村山局長を始め、宮崎・熊本両県の知事や多くの関係者が参加のもとに盛大に開催を

されました。本町議会からも工藤議長を初め、総務産業常任委員会の皆様に御出席をいただきまして大会を盛り上げていただきました。まことにありがとうございました。

また、22日と23日には、九州地方整備局と国土交通省・財務省・地元選出の国会議員に対して、宮崎県北の沿線自治体による提言活動を行いまして、それぞれに前向きな回答をいただいたところでございます。

しかしながら、本路線の整備率は約30%であり、また、計画区間95キロに対し、45キロが未事業化区間となっている状況でございます。今後とも、沿線自治体と住民が力を合わせ、早期整備に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、議員各位の力強い御支援と御協力をお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第5号

日程第6. 報告第6号

日程第7. 議案第47号

日程第8. 議案第48号

日程第9. 議案第49号

日程第10. 議案第50号

日程第11. 議案第51号

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第53号

日程第14. 議案第54号

日程第15. 議案第55号

日程第16. 議案第56号

日程第17. 議案第57号

日程第18. 議案第58号

日程第19. 議案第59号

日程第20. 議案第60号

日程第21. 議案第61号

日程第22. 議案第62号

日程第23. 議案第63号

日程第24. 議案第64号

日程第25. 議案第65号

日程第26. 議案第66号

日程第27. 議案第67号

日程第28. 議案第68号

日程第29. 議案第69号

日程第30. 議案第70号

日程第31. 議案第71号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第5、報告第5号から、日程第31、議案第71号までの報告2件、町長提出議案25件、合計27件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告2件のほか、決算認定9件、条例関係6件、補正予算7件、その他3件の合計27件でございます。

初めに、報告第5号平成30年度高千穂町財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

財政健全化法の定めにより、平成30年度決算に基づく4項目の健全化判断比率につきましては、監査委員の審査意見を付してお手元に配付の資料のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第6号平成30年度公営企業等に係る資金不足比率についてでございますが、報告第5号と同様、公営企業の資金不足比率につきましては、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

次に、議案第47号から第53号までの7件の平成30年度決算認定議案につきまして、一括して御説明を申し上げますが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

後ほど一般会計及び特別会計につきましては会計管理者が、企業会計につきましては関係課長が詳細に説明を申し上げますので、私からは決算額と執行の要点等についての説明とさせていただきます。

まず、議案第47号平成30年度高千穂町一般会計決算でございますが、歳入総額9億1,961万6,603円、歳出総額8億8,170万5,548円、収支差し引き2億8,791万1,055円が剰余額となりました。

剰余額のうち1億円を財政調整基金へ積み立て、繰越事業充当財源1億7,599万6,249円を含む、残りの1億8,791万1,055円を次年度へ繰り越すものでございます。

平成30年度の当初予算は、第5次高千穂町総合長期計画の達成を念頭に、最少の経費で最大の効果を上げるよう、限られた財源の効率的・効果的な予算配分により、知恵と工夫による事業

の見直し、改善を盛り込み、重点的に配分を行ったものであります。また、農林業振興のための各種事業、観光振興、児童福祉事業、教育環境、インフラ整備など多岐にわたり取り組んだところでもございます。

このような状況で、本町の平成30年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに議員各位を初め、町民の皆様の町政に対する御支援のたまものであると、深く感謝を申し上げる次第でございます。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化対策、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など多くの課題がありますけれども、徹底した行財政改革に努め事業財源を確保しつつ、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期人口ビジョンをもとに将来を見据えた新たな施策を取り入れ、若者が定住し、子供とお年寄りに優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第48号平成30年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算でございます。

歳入総額18億7,006万679円、歳出総額18億6,880万7,258円、収支差し引き125万3,421円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

現状として、国保被保険者数は年々減少しておりますが、高齢化や医療の高度化に伴い、保険給付費や1人当たりの医療費は増加する傾向にあり、国保運営を厳しくする要因となっているところであります。

また、平成30年度から実施されました県内広域化に関連して、財政基盤の安定も課題となっているところであります。

なお、31年3月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数2,047戸、被保険者数3,495人となっております。

次に、議案第49号平成30年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算でございます。

歳入総額8,129万9,242円、歳出総額6,393万6,904円、収支差し引き1,736万2,338円となり、このうち1,291万8,454円を剰余金処分として基金積み立てを行い、繰越事業充当財源361万8,000円を含む、残りの444万3,884円を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の簡易水道は、直営10組合を除く16組合において、施設の維持管理及び運営を行っていただいておりますが、平成30年度は、各簡易水道組合に対し、送水ポンプの更新及び配水管布設がえ工事等の補助を実施しております。今後も、安全で安定した給水がなされるよう、組合と連携をし管理運営に努めてまいります。

なお、決算年度の給水人口は4,630人で、年間有収水量は50万6,063立方メートルとなっております。

次に、議案第50号平成30年度高千穂町下水道事業特別会計の決算であります。

歳入総額1億7,718万3,887円、歳出総額1億7,123万449円、収支差引き595万3,438円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

供用開始から17年以上が経過し、今後は老朽化等に対する維持費用の発生が見込まれますので、安定した事業運営を継続するため、社会資本整備交付金を活用した計画的な維持管理、費用の平準化に努めてまいります。

なお、30年度末での計画区域内の普及人口3,958人に対する下水道接続人口は3,670人、接続率は92%となっております。

次に、議案第51号平成30年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算でございます。

歳入総額970万147円、歳出総額846万802円、収支差引き123万9,345円となり、全額、次年度へ繰り越しとするものでございます。

保健センターにおいて、月に3回10人の審査委員の方に介護認定の審査をお願いをしておりますが、その業務の経費が主なものでございます。

次に、議案第52号平成30年度高千穂町介護保険特別会計の決算でございます。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額14億3,753万9,055円、歳出総額13億6,207万923円、収支差引き7,546万8,132円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

サービス事業勘定の決算では、歳入総額1,117万5,464円、歳出総額1,022万597円、収支差引き95万4,867円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

31年3月末の本町の65歳以上の高齢化率はおよそ41%であり、今後も上昇するものと考えられます。そのため、介護給付費の抑制策として、本町の実情に合った介護予防事業の実施、及び住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。

次に、議案第53号平成30年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入総額1億7,951万2,201円、歳出総額1億7,793万1,973円、収支差引き158万228円となり、全額、次年度へ繰り越すものでございます。

年々、高齢者の医療費が増加する中で、安定的な高齢者医療を確保するために、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度でございますが、11年が経過し、多少の制度見直しを行いながら定着しつつあるところであります。本制度は、都道府県単位の広域化した医療制度であり、県広域連合と市町村が連携して事業を行っております。

なお、31年3月末の本町の被保険者数は2,798人となっております。

次に、議案第54号平成30年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

御説明いたします。

決算の概要を申し上げますと、収益的収支は、消費税込みで収入総額が1億5,039万1,613円、支出総額は1億2,676万6,437円となり、収支差し引きは2,362万5,176円となっております。資本的収支では、消費税込みで収入総額が230万3,290円、支出総額は4,861万7,857円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は1億5,306万4,231円となっており、剰余金処分案として減債積立金へ100万円、建設改良積立金へ1,950万円、合わせて2,050万円を積立処分し、処分後の残高1億3,256万4,231円を翌年度への繰越利益剰余金とすることを提案するものであります。

今後も、平成26年度に策定いたしました新水道ビジョンをもとに、厳しい事業環境の中、今後の事業運営の維持と強化に努めるなど、住民ニーズに対応した信頼性の高い強靱な水道を次世代に引き継いでいけるよう努めてまいります。

次に、議案第55号平成30年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

平成30年度の決算状況につきましては、収益的収支の総事業収益は19億8,974万7,543円で、前年度と比較しますと2,369万3,233円の減額となりました。また、総事業費用は20億7,172万4,379円で、前年度と比較しますと8,035万8,158円の減額となり、当年度純損失が8,197万6,836円となりました。

したがって、前年度末繰越利益剰余金8億3,072万3,717円から、当年度純損失8,197万6,836円を差し引いた7億4,874万6,881円が、当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金、建設改良積立金への積み立て、組み入れ資本金への組み入れは行わないこととし、7億4,874万6,881円をそのまま翌年度繰越剰余金とする剰余金処分計算書（案）を御提案しているところでございます。

次に、資本的収支でございますが、総収入額は9,048万8,000円、総支出額は1億9,793万7,063円となり、収入額が支出額に不足する額1億744万9,063円は、当年度消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金により補填するものでございます。

次に、議案第56号高千穂町上水道給水条例の一部改正について御説明いたします。

高千穂町上水道給水条例第33条第1項第2号では、指定給水装置工事事業者指定手数料を定めておりますが、水道法の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることから、これに伴い、新たに指定給水装置工事事業者更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料を定めるものであります。

次に、議案第57号高千穂町下水道条例の一部改正について御説明いたします。

高千穂町下水道条例第6条の3第1項第4号(ア)では、排水設備指定工事店の指定の基準について、成年被後見人もしくは被保佐人を欠格条項として規定しておりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されましたので、成年被後見人もしくは被保佐人を欠格条項から削除するものであります。

次に、議案第58号高千穂町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、住民票、個人番号カードへの旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、また、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴い、この要領の内容に準拠した形で、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、これまでの未改正部分とあわせて、高千穂町印鑑条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法第16条第1項第1号及び第28条第4項が削除されたことに伴い、本条例中に引用する条項の削除を行うための条例改正であります。

次に、議案第60号高千穂町消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例改正も、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例中、消防団員の欠格条項を規定する第6条第1号成年被後見人または被保佐人の削除及び、第6条中の文言の一部修正・条項番号の繰り上げが主な内容であります。

次に、議案第61号高千穂町保育料条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化のための基本方針が平成29年12月に閣議決定され、令和元年5月に改正子ども・子育て支援法が成立したことに伴うものであり、消費税率引き上げ時のことし10月1日から実施されるものでございます。

主な改正内容としましては、保育園及び認定こども園を利用する、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子供の保育料を無償化するもの、ゼロ歳児クラスから2歳児クラスの子供のうち、町民税非課税世帯の保育料を無償化するなどの改正であります。

次に、議案第62号から第68号までの補正予算7件について御説明申し上げます。

初めに、議案第62号の一般会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億375万5,000円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を88億4,634万円とするものでございます。

今回の補正であります。歳出では、農林水産業費や土木費を初め、交付内示による事業費等の計上が大半を占めておりますが、このほか、民生費は繰出金の計上、消防費は備品購入や、災

害復旧費は梅雨前線豪雨による費用を計上しております。

歳入では、地方交付税額の確定、交付内示に伴う国庫支出金、県支出金、財源調整による財政調整基金繰入金を計上しております。

詳細につきましては、財政課長が後ほど説明を申し上げます。

また、議案第63号から第68号までの各特別会計の補正予算につきましても、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第69号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の富高隆治氏が、本年11月30日をもって任期満了となります。引き続き御尽力をいただきたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の選任同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、本年12月1日から令和4年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案第70号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてであります。

本議案は、任期満了に伴います西臼杵郡公平委員会委員の選任についてであります。五ヶ瀬町の後藤桂治氏の任期が本年11月16日をもって満了となり、後任に、同じく五ヶ瀬町の甲斐治夫氏に公平委員をお願いしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任同意を求めるものであります。

任期は、令和元年11月17日から令和5年11月16日までの4年間であり、略歴につきましては、お手元に記載のとおりでございます。

次に、議案第71号高千穂町教育委員会教育長の選任同意について御説明をいたします。

現教育長の任期が、本年11月24日までとなっておりますが、引き続き濱田琢一氏に本町の教育行政に御尽力をいただきたいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の選任同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年11月25日より令和4年11月24日までの3年であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、詳細につきましては人事案件を除き、それぞれ担当課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第47号から第53号について、会計管理者、登壇

願います。

○会計管理者（興侶 貴俊管理者） おはようございます。

議案第47号から53号までの一般会計及び特別会計決算認定議案7件につきまして御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、令和元年5月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、7月2日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は、令和元年7月12日から24日までの間で7日間実施されたところでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、お手元に配付してあります監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えまして、議会の認定をお願いするものでございます。

なお、総括表につきましては、町長から説明がありましたので、省かせていただきます。

最初に、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第47号平成30年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、105ページ、106ページの歳入決算額の収入済み額から御説明申し上げます。

まず、款1の町税でございますが、10億3,248万4,628円の収入済み額となり、調定額に対しまして92.1%の収納率となりました。

収入未済額は8,455万9,120円で、前年度と比較しまして805万314円、率にして8.7%の減となったものでありますが、固定資産税が89%を占めており、収納率の向上が最大の課題となっています。また、不納欠損額408万2,275円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。なお、重要な自主財源であります町税の歳入全体に占める割合は11.3%となっています。

次に、款2地方譲与税8,236万2,000円、款3利子割交付金125万4,000円、款4配当割交付金209万9,000円、款5株式等譲渡所得割交付金239万3,000円、款6地方消費税交付金2億4,363万5,000円、款7自動車取得税交付金1,420万9,000円、1枚めくっていただきまして、款8地方特例交付金197万6,000円につきましては、いずれも国・県からの交付金でございます。

款9地方交付税は35億9,986万1,000円となりました。内訳は、普通交付税が31億3,760万8,000円で前年度比5,923万4,000円、1.9%の減、特別交付税が4億6,225万3,000円で前年度比3,885万円、9.2%の増、合わせまして2,038万4,000円、0.6%の減となったものです。なお、歳入全体に占める割合は39.5%となっています。

次に、款10交通安全対策特別交付金100万7,000円です。

款11分担金及び負担金は1億2,240万2,164円ですが、農業費分担金、老人福祉費分担金・負担金及び保育所児童保護費負担金が主なものです。なお、収入未済額50万261円は、光ケーブル接続負担金、保育所児童保護費等でございます。

次に、款12使用料及び手数料は1億7,377万781円で、ふれあいバス駐車場、光ケーブル、温泉館、住宅使用料が主なものであります。なお、収入未済額293万9,800円は、光ケーブル、保育所及び住宅使用料等となっています。

次に、款13国庫支出金9億6,755万6,087円、109ページの款14県支出金10億60万3,988円につきましては、それぞれ事業執行に伴います負担金・補助金等で、保育給付費、児童手当、障害福祉費、公共土木施設災害復旧費、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金等の負担金並びに児童福祉費、公営住宅等関連事業推進事業費、中山間地域直接支払制度事業費等の補助金並びに道路事業費交付金、多面的機能支払交付金等が主なものです。

なお、平成29年度の繰越事業でありました社会資本総合整備交付金、畜産競争力強化整備事業補助金等も収入済みとなっております。

次に、款15財産収入2億3,830万365円ですが、町有財産貸し付け、光ケーブル回線貸し付け及び農林水産物食材供給施設売上収入等となっています。なお、収入未済額58万3,700円は住宅貸付料が主なものです。

続いて、款16寄附金1億6,685万3,000円は、ふるさと応援寄附金が主なものですが、前年度比1,614万4,503円、8.8%の減となっています。

次に、款17繰入金4億4,987万5,000円ですが、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金からの繰入金となっています。

款18繰越金1億2,470万3,995円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。

款19諸収入1億4,104万8,595円ですが、商工業者貸付金、育英資金、農林水産業貸付金、民生費受託事業収入が主なものとなっています。なお、収入未済額481万2,300円は、育英資金償還金が主なものです。

最後に、111ページ、款20の町債7億5,322万2,000円ですが、天岩戸保育園園舎建てかえ事業、非常勤医師賃金、道整備交付金事業、社会資本整備事業、都市再生整備計画事業、消防施設整備事業、公立中学校空調設備設置事業、災害復旧事業等に伴います地方債、臨時財政対策債等が主なものとなっています。

以上、29年度からの繰越分の収入額1億2,470万3,995円を含めた歳入総額は91億1,961万6,603円の決算額となり、調定額に対する収入済み額の割合は98.9%でございます。

○議長（工藤 博志議員） ここで、11時10分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

○会計管理者（興梠 貴俊管理者） 続きまして、113ページの歳出決算額ですが、支出済み額で説明いたします。

まず、款1議会費は、9,615万2,329円となっています。

次に、款2総務費12億1,659万3,706円ですが、ふるさと納税記念品、旧法務総合庁舎改修工事、庁舎エレベーター改修工事、観光地管理事業、光ケーブル保守委託事業、ふれあいバス委託費、ふるさと応援基金積立金等が主なものとなっています。

次に、款3民生費は25億4,564万8,995円となりましたが、高齢者福祉事業、障がい者支援事業、児童福祉支援事業、天岩戸保育園園舎改築事業等が主なもので、歳出の28.8%と最大のウエートを占めています。

次に、款4衛生費6億6,174万3,682円ですが、病院事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金、各種予防健診事業、合併処理浄化槽、西臼杵広域行政事務組合負担金等が主なものです。

次に、款6農林水産業費は12億6,078万8,458円となりましたが、主なものは、道の駅レストラン、がまだせ市場及び地積調査事業等の委託料、中山間地域直接支払制度事業交付金、多面的機能支払交付金、繁殖素牛改良更新促進対策事業補助金、農地防災事業、有害獣駆除報奨金及び道整備推進交付金事業並びに繰越事業の畜産競争力強化整備事業等となっています。

また、農業水路等長寿命化防災減災事業等で3,976万3,581円を次年度へ繰り越しました。

続きまして、115ページの款7商工費、2億9,191万1,017円の決算額ですが、商工会補助金、各種イベント補助、中小企業者特別融資貸付金、商品券発行事業、観光施設運営費等が主なものでございます。

次に、款8の土木費は、10億104万3,256円となりましたが、道路維持新設改良費、都市再生整備計画事業、木造住宅リフォーム事業、公営住宅関連事業、下水道事業会計への繰出金並びに繰越事業の道路新設改良事業及び都市再生整備計画事業等が主なものとなっています。なお、地方創生道整備推進交付金事業、都市再生整備計画事業等で1億4,068万4,882円を次年度に繰り越しました。

次に、款9の消防費は、3億1,887万991円となりましたが、消防団員活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、防火水槽建設費、消防車両購入費、西臼杵広域行政事務組合負担金等

となっています。

次に、款10の教育費4億9,661万4,127円ですが、小中学校管理費、社会教育費、体育施設管理委託料等が主なものとなっています。

次に、117ページの款11災害復旧費1億9,236万833円ですが、農林水産業施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費です。なお、農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧費で1億1,447万1,700円を次年度に繰り越しました。

最後に、款12の公債費は、7億4,997万8,154円となり、前年度比916万432円、1.2%の減となっております。

以上、歳出総額は、88億3,170万5,548円の決算額となりましたが、前年度と比較しまして、3億9,921万2,911円、4.7%の増となっております。

また、予算に対する執行率は、96%であります。なお、次年度への予算繰越額は、総額で3億954万163円となっています。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案第48号平成30年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

407ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1国民健康保険税は、3億593万9,040円の収入済み額ですが、前年度と比較しますと1,435万2,148円、4.5%の減となっています。収納率は89.1%、収入未済額が3,622万1,108円で、収入の確保が課題となっております。

なお、不納欠損額93万4,943円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款4の使用料及び手数料15万5,401円は、保険税の督促手数料です。

款6の県支出金13億6,777万6,577円は、医療費等の支給に伴う補助金交付金となっています。

次に、款10繰入金1億8,920万2,565円は、一般会計からの繰入金と準備積立基金からの繰入金となっています。

款11繰越金304万3,645円は、前年度繰越金となっています。

款12の諸収入394万3,451円ですが、延滞金、第三者納付金、一般被保険者返納金が主なものとなっています。

以上、歳入総額18億7,006万679円の決算額となり、調定額に対しての収入済み額の割合は、98.1%でございます。

続きまして、411ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費3,488万1,256円ですが、職員の人件費及び事務費が主なものです。次に、款2の保険給付費は13億617万7,683円で、前年度と比べ8,490万6,255円、7.0%の増となっています。

款3の国民健康保険事業費納付金4億1,519万5,722円は、国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に対し納付するものとなっています。

款5の保健事業費6,517万8,553円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等となっています。

款8の諸支出金4,737万3,798円は、国保税の還付金、療養給付費等負担金精算に伴う償還金、病院事業会計への繰出金等となっています。

款14の共同事業繰出金196円は、退職者医療共同事業繰出金です。

以上、歳出総額18億6,880万7,258円の決算額となり、執行率は97.6%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第49号平成30年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

457ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1使用料及び手数料5,496万6,630円の収入済み額ですが、町内26の簡易水道組合の使用料収入となっております。

次に、款4の財産収入5,000円は、積立基金からの利子収入。

款5の繰入金2,251万3,000円は、一般会計からの繰入金。

款6の繰越金90万5,512円は、前年度繰越金。

款7の諸収入275万3,580円は、社会保険料個人負担金。

款9の分担金及び負担金15万5,520円は、新設に伴う給水負担金です。

以上、歳入総額8,129万9,242円の決算額となり、調定額に対する収入済み額の割合は、99.6%でございます。

続きまして、459ページの歳出決算額でございます。

款1の衛生費6,393万6,904円ですが、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。歳出総額も同額の決算額となり、執行率は80.1%となっています。なお、次年度への予算繰越額は、361万8,000円となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第50号平成30年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

483ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の分担金及び負担金177万6,640円の収入済み額ですが、全額受益者負担金となっています。収納率は49.3%、過年度を含んだ収入未済額が7万3,520円です。なお、不納欠損額175万4,880円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

次に、款2の国庫支出金166万は、公共下水道事業補助金、款5の繰入金9,139万9,000円は一般会計からの繰入金。

款6の繰越金683万2,709円は、前年度からの繰越金。款7の諸収入3万4,310円は工事に付随する雑入です。

款9の使用料及び手数料7,548万1,228円は、下水道使用料が主なもので、収納率は95.4%、収入未済額が336万4,897円となっており、収入の確保が急務となっております。なお、不納欠損額27万460円は、法の規定に基づきます欠損処理でございます。

以上、歳入総額1億7,718万3,887円の決算額となり、調定額に対する収入済み額の割合は97%でございます。

続きまして、485ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

最初に、款1の総務費2,758万6,179円は、人件費等の事務費が主なものです。

次に、款2の土木費469万3,693円は、管渠敷設工事費でございます。

次に、款3の公債費9,702万7,002円は、施設整備に伴う下水道事業債の償還金で、前年度と同額です。今後もこの償還金の財政負担が本会計の大きなウエートを占めてくるものと思われれます。

最後に、款5の施設費4,192万3,575円は、浄化センター及び下水道施設の維持管理費が主なものです。

以上、歳出総額1億7,123万449円の決算額となり、執行率は98%でした。これで、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第51号平成30年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

517ページの歳入決算額から説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵3町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、款1の分担金及び負担金829万5,000円ですが、西臼杵3町でそれぞれ均等に負担されたものです。

次に、款4の諸収入25万9,823円は、臨時職員の雇用保険等個人負担金、款5の繰越金114万5,324円は、前年度繰越金です。

以上、歳入総額970万147円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、519ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

全額、款1の介護認定審査会費846万802円ですが、月に3回行う認定審査会の経費で、歳出総額も同額の決算額となっており、執行率は86.7%でございます。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第52号平成30年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

なお、本会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つに分けて経理されています。

最初に、531ページの保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款1の保険料2億4,625万4,670円は、特別徴収と普通徴収の介護保険料で、収入未済額804万7,501円、収納率は96.7%となっています。

なお、法に基づく不納欠損額23万6,300円を計上しています。

次に、款2の分担金及び負担金347万1,600円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業負担金、款3の使用料及び手数料5万2,690円は、介護保険料の督促手数料です。

次に、款4の国庫支出金3億8,052万691円、款5の支払基金交付金3億3,995万7,395円、款6の県支出金1億9,370万7,620円は、それぞれ介護給付、予防事業に伴う補助金、交付金となっています。

款7の財産収入2万5,002円は、介護給付費準備基金の預金利子です。

款9の繰入金2億427万1,752円は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰入金。

533ページに移り、款10の繰越金6,899万1,489円は、前年度繰越金、款12諸収入28万6,146円は、雇用保険と個人負担金及び雑入となっています。

以上、歳入総額14億3,753万9,055円の決算額となり、99.4%の収納率となりました。

続きまして、535ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費3,854万2,860円は、人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費等となっています。

次に、款2の保険給付費11億9,224万370円は、居宅・入所サービス、介護予防サービス事業等の経費となっています。

款4の地域支援事業費1億1,310万4,785円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業等の経費となっています。

款6基金積立金2万5,002円は、介護給付費準備基金の利息積み立てとなっています。

537ページに移りまして、款9の諸支出金1,815万7,906円ですが、過年度分の清算

に伴う国への払戻金並びに介護サービス事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額13億6,207万923円の決算額となり、執行率は93.2%となりました。
続きまして、介護サービス事業勘定です。

583ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1のサービス収入533万1,780円の収入済み額ですが、介護サービス計画に伴います収入となっています。

次に、款8の繰入金500万は、保険事業勘定からの繰入金、款9の繰越金63万5,173円は、前年度繰越金、款11の諸収入20万8,511円は、雇用保険等個人負担金です。

以上、歳入総額1,117万5,464円の決算額となり、収納率は100%となっています。
続きまして、585ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費706万8,350円は、人件費等の事務費です。

次に、款2のサービス事業費は315万2,247円となっており、居宅支援サービス計画作成等の費用です。

以上、歳出総額1,022万597円の決算額となり、執行率は78.1%となりました。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

最後に、議案第53号平成30年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

605ページからの歳入決算額について説明いたします。

まず、款1の後期高齢者医療保険料1億1,046万5,787円は、特別徴収と普通徴収の保険料で、収納率は98.7%となっています。

次に、款2の使用料及び手数料1万8,920円は保険料の督促手数料、款4の繰入金6,341万6,330円は、事務費及び保険基盤安定のための一般会計からの繰入金、款5の繰越金106万2,895円は前年度繰越金です。

款6の諸収入454万8,269円は、保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入金等となっています。

以上、歳入総額1億7,951万2,201円の決算額となり、調定額に対する収入済み額の割合は99.2%でございます。

続きまして、607ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1の総務費514万9,156円ですが、電算システム健診委託料が主なものとなっています。

次に、款2の後期高齢者医療広域連合納付金1億7,274万617円は、宮崎県広域連合に

対する負担金です。

続いて、款3の諸支出金4万2,200円ですが、保険料の還付金です。

以上、歳出総額1億7,793万1,973円の決算額となり、執行率は98.8%となりました。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

ここまでで、平成30年度の一般会計及び6件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、財政健全化判断比率は4指標とも早期健全化基準を下回り、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営が行われているものと判断しております。

また、地方自治法施行令第166条の規定に基づき、それぞれの会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書もあわせて御提案いたしておりますので、御審議の上それぞれ認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第54号について、上下水道課長、登壇願います。

○上下水道課長（江藤 良一課長） お願いいたします。

上下水道課所管の公営企業会計決算議案について御説明いたします。

議案集の622ページからになります。

議案第54号平成30年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてにつきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を630ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、635から636ページの平成30年度高千穂町水道事業報告から御説明いたします。

平成30年度の上水道事業は、住民生活の安全で安心な水の供給に努めるよう事業を推進してまいりました。今後も厳しい事業環境の中、事業運営の維持強化に努めるよう高千穂町新水道ビジョンに沿った執行と事業の見直しを随時行ってまいります。

次に、水源・水質であります。水源は第1水源の玉垂の滝を主水源としており、平成30年度は自然災害等による被害もほとんどなかったため、大規模な断水に至ることなく安定した水の供給を行うことができました。ただし、平成30年度につきましても、例年水量が不足する4月から6月までの間のうち86日間は第2水源からの補水を行いました。

水質及び濁度状況につきましても、昨年度は自然災害等の影響をほとんど受けませんでしたので、第1水源、第2水源ともに安定した水質を保っており、その他の水質基準等も良好を維持しました。

今後は周辺環境の変化による水質悪化も懸念されることから、水道水の安全安心で安定的な供

給を確保するために浄水対策等を検討してまいります。

次に、配水・給水状況であります。平成30年度の年間配水量は121万3,925立方メートルで、前年度と比較して7万4,784立方メートルの減、1日平均配水量は3,326立方メートルで205立方メートルの減となりました。

年間有収水量は87万9,840立方メートルで、前年度と比較すると1万2,825立方メートルの減、有収率は72.48%で、前年度と比較すると3.21%の増となっております。

給水件数は3,224件で、前年度と比較すると1件の増、給水人口は5,951人で、前年度と比較すると47人の減となっております。

次に、建設改良事業であります。平成30年度の主な事業は神殿団地地区配水管布設替工事、城山通り地区配水管布設替工事、末市地区配水管布設替工事など、基幹施設の布設がえ等により安全で安定した供給施設づくりに取り組みました。

今後も国が推進する基幹施設耐震化や老朽化対策についても検討し、計画的に強靱な施設づくりに努めてまいります。

次に、経営状況であります。収益的収支は事業費総収益1億3,980万7,665円、事業総費用1億1,641万3,633円で、差し引き経常利益が2,339万4,032円となります。特別損失266万775円を計上しておりますので、当年度純利益は2,073万3,257円となり、当年度純利益を前年度と比較しますと201万7,273円の増となっております。

資本的収支は、収入額230万3,290円に対して支出額4,861万7,857円であり、収入額が支出額に不足する額4,631万4,567円は、当年度消費税資本的収支調整額266万8,408円と損益勘定留保資金4,364万6,159円で補填しております。

続きまして、決算の内容について御説明いたします。

625ページをお開きください。決算報告書は、消費税込みで628ページの損益計算書、629ページの剰余金計算書、631から632ページの貸借対照表につきましては消費税抜きで表示しております。

まず、625ページの決算報告書であります。収益的収支及び支出では、収入の第1款水道事業収益の決算額が1億5,039万1,613円、その内訳は第1項の営業収益が1億4,538万5,370円、第2項の営業外収益が500万6,243円であります。

支出は、第1款水道事業費用の決算額が1億2,676万6,437円で、その内訳は、第1項の営業費用が1億1,479万4,193円、第2項の営業外費用が931万1,469円、第3項の特別損失が266万775円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は第1款の資本的収入の決算額は

230万3,290円であり、その内訳は第4項の補償金となっております。資本的支出は、第1款の資本的支出の決算額が4,861万7,857円で、その内訳は第1項の建設改良費が3,603万1,902円と第3項の企業債償還金が1,258万5,955円であります。資本的収支による不足額4,631万4,567円は、欄外、一番下に記載しておりますとおりの2つの補填財源により補填しております。その補填財源の内訳が次のページになります。御参照ください。

次に、628ページの損益計算書ですが、1の営業収益総額1億3,480万1,492円に対し、2の営業費用総額1億1,275万6,664円を差し引いた営業利益は2,204万4,828円になりました。次に、3の営業外収益総額500万6,173円に対し、4の営業外費用365万6,969円を差し引いた営業外利益は134万9,204円となり、営業利益と営業外利益を合わせた経常利益を2,339万4,032円とするものであります。また、当年度は5の特別損失として266万775円を計上しており、差し引いた当年度純利益は2,073万3,257円となっております。当年度純利益2,073万3,257円と前年度繰越未処分利益剰余金1億3,233万974円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金を1億5,306万4,231円とするものであります。

次に、629ページの剰余金計算書であります。632ページの貸借対照表の資本の部に示す6の資本金や、7の剰余金の当年度中に発生した処分額や変動額による増減をあらわす計算書であります。

まず、資本金であります。本年度中の処分や変動は発生していないため、資本金の当年度末残高は4億2,575万5,973円とするものであります。

次に、剰余金の利益剰余金のうち減債積立金及び建設改良積立金であります。昨年度議会で承認をいただきました未処分利益剰余金の処分額をそれぞれに積み立て増額し、処分後残高は減債積立金が3,393万5,460円、建設改良積立金を1億7,499万1,392円とし、平成30年度末残高となっております。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高1億5,103万974円から、前年度議会の議決により承認を得た減債積立金への積立金90万円と建設改良積立金への積立金1,780万円を合わせまして1,870万円を積み立て処分とし、処分後の残高1億3,233万974円を繰越未処分利益剰余金として、さらに当年度純利益2,073万3,257円を合わせた当年度末残高1億5,306万4,231円を当年度未処分利益剰余金とするものであります。利益剰余金合計の当年度末残高は、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金の当年度末残高合わせて3億6,199万1,083円とするものであります。

したがって、資本金、利益剰余金合計の当年度末残高を合わせた資本合計の当年度末残高を7億8,774万7,056円とするものであります。

次に、630ページの平成30年度水道事業会計剰余金処分計算書案であります。資本金、資本剰余金についての処分案はございません。未処分利益剰余金1億5,306万4,231円について、本決算議案の議決を受けた後の処分案として、減債積立金へ100万円、建設改良積立金へ1,950万円、合わせて2,050万円を積み立て処分し、残り1億3,256万4,231円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものでございます。

次に、631ページから632ページの貸借対照表であります。まず、資産の部、1の固定資産の内訳は、(1)の有形固定資産のうちイの土地からトの建設仮勘定までを合わせた有形固定資産合計は7億8,635万2,344円を計上しております。(2)の無形固定資産は、イの施設利用権とロの電話加入権を合わせた無形固定資産合計48万3,300円を計上し、有形固定資産合計と無形固定資産合計を合わせた固定資産合計は7億8,683万5,644円となっております。2の流動資産は、(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までを合わせた流動資産合計が2億8,840万円1,745円となり、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせた資産合計は10億7,523万7,389円となるものであります。

次に、資産に対する負債、資本の部であります。まず、負債の部は、3の固定負債には企業債と引当金を計上しており、その固定負債合計は1億6,731万4,658円を計上しております。4の流動負債合計額は、(1)の企業債から(4)の引当金までを合計した3,594万6,001円、この繰延収益合計は8,422万9,670円となり、以上の固定負債合計、流動負債合計、繰延収益合計を合わせた負債合計を2億8,749万333円とするものであります。

次に、資本の部、6の資本金は、(1)の自己資本金のうちイの固有資本金からハの組入資本金の自己資本金合計4億2,575万5,973円を資本金合計とするものであります。7の剰余金は、(1)の利益剰余金のうちイの減債積立金からハの当年度未処分利益剰余金を合わせた剰余金合計は3億6,199万1,083円となり、6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は7億8,774万7,056円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計を10億7,523万7,389円とするものであります。また、資産合計と負債資本合計は10億7,523万7,389円で一致するものであります。

以上が、平成30年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(工藤 博志議員) ここで、午後1時10分まで休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長(工藤 博志議員) (中断)

続いて、議案第55号について、病院事務次長、登壇願います。

○病院事務次長（飯干 美恵事務次長） 病院事業会計の議案第55号について御説明申し上げます。

決算書の650ページからお願いします。

本議案は、平成30年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

初めに、事業報告を説明いたします。

決算書の663ページをお開きください。

総括事項としまして、平成30年度の診療体制は、外科医1名、内科医5名、整形外科医2名、小児科医1名、耳鼻咽喉科医1名、計10名の常勤医師と非常勤医師による皮膚科と外科が週3日、循環器科と泌尿器科が週2日、神経内科が月に1日、腎臓内科が月に2日の診療を行いました。

次に、病院の利用状況についてであります。入院患者につきましては、年間延べ患者数が3万3,972人で、昨年の3万3,039人と比較しまして、933人、2.8%の増となっております。これは、常勤医師のいる5つの診療科のうち、特に外科と内科がふえたことが要因となっております。

外来患者数につきましては、年間延べ患者数は9万9,372人となり、昨年の10万1,470人と比較しまして、2,098人、2.1%の減となっており、常勤医師のいる5つの診療科のうち、耳鼻咽喉科以外は外来患者数がふえなかったためです。

次に、経営状況についてであります。前年度決算では1億3,864万1,761円の純損失を計上しましたが、平成30年度は、総収益19億8,974万7,543円に対し、総費用は20億7,172万4,379円で、差し引き8,197万6,836円の純損失を計上する結果となり、7年連続の赤字決算となりました。

医業収益18億2,739万850円から医業費用19億4,745万5,027円を差し引いた医業損失1億2,006万4,177円につきましては、昨年度の医業損失が1億6,285万113円でありましたので、比較しますと4,278万5,936円の減となっております。

入院収益につきましては、9億1,569万6,503円となり、前年度の8億9,803万1,270円と比較しまして、1,766万5,233円、2%の増となっております。

また、外来収益につきましては8億350万3,743円となり、前年度の8億3,948万4,755円に比べまして3,598万1,012円、4.3%の減となりました。

このほかに、純損失が8,197万6,836円となった要因としましては、668ページの下段、事業費用の1、医業費用のうち（4）の減価償却費が1億6,833万6,671円となり、

前年度の1億3,615万807円に比べて3,218万5,864円、23.6%の増となったことが主な要因です。

次に、医療機械等の整備についてであります。666ページの機械備品一覧のとおりとなっております。

主要機械備品としましては、検査室で使います臨床検査システム640万円と眼科で使います超音波画像診断装置462万9,630円など、合計12件、税抜きで総額1,735万4,630円の整備を行いました。

また、669ページの重要契約にあります7年リースの透視台、税込み3,963万5,568円、エックス線CT装置、税込み7,048万368円の整備を行ったところです。

次に、664ページの救急病院としての診療体制についてであります。

救急の診療体制は、当院の常勤医師を始め、熊本大学及び熊本県内の民間病院などの先生方にお願いしながら、火、土、日、祝日の当直体制を整え、24時間体制で患者の受け入れを行いました。

昨年の救急患者受け入れの実績としましては、救急患者受け入れ505件、うち時間外が324件、当院からの転院搬送が116件、転院搬送のうちドクターヘリが2件となっております。

次に、保健予防衛生についてであります。乳幼児及び就学時健診、生活習慣病予防健診及び特定健診やインフルエンザ予防接種などに取り組み、保健予防に努めてきたところであります。

次に、665ページの職員に関する事項であります。平成30年4月から外科の常勤医師が2人から1人になり、常勤医師が10人となりました。また、看護師については、1人の中途退職により69人となり、平成30年度末の全職員数は108人となりました。そのほかに非常勤嘱託職員58人、医療事務及び給食、清掃などの委託職員が40人、総数206人により、病院事業の運営を行ってきたところであります。

それでは、平成30年度の決算状況について御説明いたします。

決算書の653、654ページをお開きください。

この決算報告書につきましては、借受け、仮払い消費税込みの決算となっております。

まず、収益的収入及び支出であります。

収入決算額は19億9,468万8,739円となり、内訳は、医業収益が18億3,175万2,650円で収入全体の約92%を占め、医業外収益は1億6,293万6,089円となっております。

また、支出では支出決算額が21億2,024万6,087円となり、内訳は、医業費用が19億9,588万4,663円で支出全体の約94%を占めております。医業外費用が1億

2,312万1,424円となり、特別損失が124万円となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入決算額は9,048万8,000円で、その内訳といたしましては、一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰り入れのうち、負担金として繰り入れた8,616万8,000円と調整交付金で医療機器購入に係る国庫補助金を一般会計から繰入金として受け入れた270万円と固定資産売却益162万円であります。

次に、支出決算額は1億9,793万7,063円となり、内訳としましては、666ページの医療機械の整備について説明しました4,244万5,448円の建設改良費と企業債償還金1億5,040万615円及び医師・薬剤師就学資金の509万1,000円となっております。なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きました1億744万9,063円の不足額につきましては、655ページの補填財源明細書にありますとおり、当年度消費税資本的収支調整額マイナス9,723円と損益勘定留保資金1億745万8,786円で補填したところであります。

次に、656ページの損益計算書について御説明いたします。

この損益計算書は、653、654ページの収益的収支の決算額から消費税抜きで計上したものであり、平成30年度の1年間の経営状況をあらわしたものでございます。

まず、1の医業収益であります。①の入院収益、②の外来収益及び③のその他の医業収益を合わせました総額は18億2,739万850円であります。それに対しまして、②の医業費用は、①の給与費から⑥の研究研修費まで合わせまして19億4,745万5,027円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業損失は1億2,006万4,177円となりました。

次に、3の医業外収益であります。①の受取利息配当金から⑧その他医業外収益まで合わせました総額は1億6,235万6,693円となりました。④の医業外費用は①の支払い利息及び企業債取り扱い諸費から⑦の施設整備費まで合わせまして1億2,302万9,352円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は3,932万7,341円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常損失は8,073万6,836円となり、経常損失額と特別損失額の124万円を合わせた8,197万6,836円が当年度純損失額となりました。

したがって、前年度繰越利益剰余金8億3,072万3,717円から当年度純損失額8,197万6,836円を差し引きました額が当年度繰越利益剰余金7億4,874万6,881円となるものです。

次に、657ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立額処分後残高は、資本金7億958万6,444円、資本剰余金合計額は2億8,329万955円、利益剰余金合計額は10億2,184万9,220円で、

資本合計額は20億1,472万6,619円となっております。

本年度は、当年度純損失額8,197万6,836円を繰越利益剰余金から差し引いた7億4,874万6,881円が当年度未処分利益剰余金となりまして、資本金、資本剰余金合計額、利益剰余金合計額を合わせた当年度末の資本合計額は19億3,274万9,783円となるものであります。

次に、658ページの剰余金処分計算書（案）についてであります。先ほど御説明しましたとおり、当年度未処分利益剰余金は7億4,874万6,881円で当年度は純損失となり、かつ減債積立金、建設改良積立金の取り崩しをしていないことから、減債積立金等の議会の議決による処分を行わないこととし、7億4,874万6,881円をそのまま翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、659、660ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部において、（1）の有形固定資産の内訳は、イの土地からへのリース資産までを合わせた有形固定資産合計額は32億7,828万9,227円となりました。

次に、（2）の無形固定資産としましては、電話加入権37万7,751円を計上しております。また、（3）の投資その他の資産としましては、医学部、薬学部の学生に貸与している就学資金の貸付金累計額が989万1,000円となっております。

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせた固定資産合計額は33億3,765万6,559円となり、現金・預金及び未収金、貸倒引当金、貯蔵品の流動資産の合計は7億7,102万7,196円となり、資産合計は41億868万3,755円となるものです。

次に、660ページの負債資本の部であります。建設改良費の財源に充てるための企業債とリース債務を合わせました固定負債合計が14億9,428万4,227円、流動負債の（1）の企業債から（6）の法定福利費引当金までを合わせました流動負債合計が3億1,751万6,242円、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額は3億6,413万3,503円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせた負債合計額は21億7,593万3,972円となりました。

資本金は、自己資本金が7億958万6,444円となります。剰余金は資本剰余金のうち、その他資本剰余金が2億8,329万955円、利益剰余金の内訳は、減債積立金が7,401万8,900円、建設改良積立金は1億1,710万6,603円、当年度未処分利益剰余金は7億4,874万6,881円であり、利益剰余金合計額は9億3,987万2,384円となっております。

また、資本剰余金合計2億8,329万955円と利益剰余金合計9億3,987万2,380円を合わせました剰余金合計は12億2,316万3,339円であり、資本金と剰余

金合計を合わせた資本合計は19億3,274万9,783円となりまして、657ページの剰余金計算書の資本合計の当年度末残高と同額となるものであります。

また、負債と資本の合計額が41億868万3,755円となりまして、659ページの資産の合計と同額となるものであります。

以上、平成30年度の高千穂町国民健康保険病院事業決算について説明いたしました。なお、決算附属書類を670ページ以降に添付いたしておりますので、あわせて御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（工藤 博志議員） 次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。登壇願います。

○監査委員（中尾 清美監査委員） 私は、本年3月の議会で議員の皆様から同意をいただき、4月1日付で監査委員の職に就任しまして、初めての決算審査を行ったところでございます。

それでは、これまでの説明のありました一般会計、特別会計、企業会計の決算審査につきまして、議案第47号平成30年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から議案第55号病院事業会計までの決算審査の経緯と結果につきまして御報告申し上げます。

審査に当たりましては、法の定めにより、町長から審査に付されました各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書等、企業会計につきましては、決算書、損益計算書、貸借対照表など決算状況について、佐藤定信監査委員と審査を実施したところでございます。

審査の期間は、企業会計の上水道事業、病院事業を7月18日の1日間、一般会計、特別会計を7月12日から24日までのうち7日間実施したところでございます。

審査に当たりましては、決算書並びに各課・施設より提出されました附属資料等を照合しながら審査をいたしましたところ、各会計とも計数等に誤りはなく、よく整理され、決算は正確であることを確認いたしました。

なお、決算結果につきましては、先ほどより、町長、会計管理者、上下水道課長、病院の事務次長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、監査委員として留意事項について申し上げます。

財政の運営状況であります。一般会計決算において、形式収支で2億8,791万1,000円の黒字、実質収支でも1億1,191万4,000円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支は、近年の住宅建設、保育園建設、道路改良事業等の大型事業も続き、平成26年度から5年連続して赤字となっており、財源として財政調整基金の基金取り崩しで調整されており、基金が減少し、今後、厳しくなることが予想されますので、注意深く見守る必要があると考えます。

また、歳入面で、地方交付税が年々減少し、自主財源の乏しい本町におきましては、自主財源比率が前年度より若干増となったものの、地方交付税、国県支出金、交付金等の依存財源が約

7割を占めており、財源確保に努力されていますが、歳出面において、財政構造の硬直化を示す経常収支比率も平成26年度から5年連続90%を超え、硬直化が一段と進行して、厳しい財政運営となっておりますので、自主財源の確保はもとより、長期的視野に立った計画性のある財政運営を望むものであります。

次に、企業会計の水道事業につきましては、現在、黒字決算となっておりますが、今後、給水人口の減少、既存施設の老朽化対策などにより、厳しい経営状況になると予想されますので、経費の節減等に努められますよう要望いたします。

また、病院事業会計におきましては、医師不足など、経営の厳しい状況は今後も続くと思われまますので、医師及び医療従事者の確保と施設の整備、充実を図られ、西臼杵郡の中核病院として、救急医療、住民への質の高い医療の提供に努められますよう要望するものであります。

次に、収入未済額及び不用額であります。収入未済額につきましては、関係各課も日々努力されていることは認めるところであります。町民の方々への税、負担金等に対する公平・公正の原則と、自主財源の確保のために引き続き努力をお願いいたします。

また、全額、次年度に繰り越すこととなっております不用額が、一般・特別会計を合わせて2億6,929万円ほどになっておりますので、決算見込み、補正等により適正な処理に努められますよう要望いたします。

予算の執行につきましては、厳しい財政状況の中、諸事業が積極的に推進され、議会の適切な判断によりまして一定の成果を上げていますが、今後、さらに人口の減少や高齢化が進む中、多くの重要課題に積極的に対応するためには、財政需要がますます増大していくものと思われまます。

最小限の経費で最大の事業効果を達成するためにも、さらなる合理化、かつ効率的な行財政改革に取り組み、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら財源確保に努め、健全財政の運営を期待するものであります。

次に、平成30年度財政健全化法であります。先ほど町長より説明がありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足は生じていないことを確認いたしました。

以上、簡単に説明しましたが、審査の結果、意見等につきましては、お手元の822ページからの監査委員意見書をごらんいただきますようお願いいたします。決算審査の報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第56号、第57号、第64号、第65号について、上下水道課長、登壇願います。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の条例改正議案2件、補正予算議案2件について御説明いたします。

まず、議案第56号高千穂町上水道給水条例の一部改正について御説明いたします。

議案集の681ページをごらんください。

先に、指定給水装置工事事業者制度について説明いたします。

本制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者である町が、上水道区域内において、給水装置工事を適正に施工することができるかと認められる工事事業者を水道法の規定に基づき指定する制度です。

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地などの変更があった場合の届け出や事業の廃止、休止、再開の届け出について規定されていましたが、届け出がない場合には、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な業者が存在すること等の課題がありました。こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の質の維持と向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入されたことに伴い、新たに指定給水装置工事事業者更新手数料を1件につき1万円、また、指定給水装置工事事業者証再交付手数料を1件につき2,500円と定めるものであります。

次に、次ページの議案第57号高千穂町下水道条例の一部改正について御説明いたします。

高千穂町下水道条例第6条の3第1項第4号（ア）では、排水設備指定工事店の指定の基準について、成年被後見人もしくは被保佐人を資格のないものとして規定しておりましたが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されましたので、成年被後見人もしくは被保佐人を欠格条項から削除するものであります。

また、今回の改正に伴い、他の条文についても、根拠法令等を改めるものであります。

続きまして、同じく上下水道課所管の補正予算2件について御説明いたします。

初めに、議案第64号令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

議案集の736ページになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,138万8,000円とするものであります。

次ページの、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金、これは一般会計繰入金であります。78万7,000円減額し、補正後の繰入金を1,866万2,000円とするものであります。

また、繰越金の前年度繰越金を82万4,000円増額し、補正後の額を82万5,000円とするものであります。

一方、歳出につきましては、衛生費のうち、維持管理費の燃料代として3万7,000円増額

するものであります。

詳細につきましては、740ページ以降に事項別明細書添付をしておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

次に、議案第65号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります、議案集の748ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ127万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出をそれぞれ1億8,082万6,000円とするものであります。

次ページの歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入につきましては、国庫支出金の国庫補助金を48万6,000円増額し、補正後の額を100万円とするものであります。

次に、繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金を516万8,000円減額し、補正後の額を9,722万4,000円とするものであります。

また、繰越金の前年度繰越金を595万2,000円増額し、補正後の額を595万3,000円とするものであります。

一方、歳出につきましては、事業量の増に伴う土木費の下水道費の委託料を127万円増額するものであります。

詳細につきましては、752ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照していただきますようお願いいたします。

以上、上下水道課所管の条例改正補正予算のそれぞれ2件の議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第58号について町民生活課長、登壇願います。

○町民生活課長（興梠 晶彦課長） それでは、町民生活課所管の議案第58号高千穂町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は684ページと685ページになります。

近年、旧姓を使用しながら社会で活躍する女性がふえてきていることを踏まえ、仕事を始め、さまざまな生活の場面で旧姓を使いやすくする観点から、総務省より住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。このことにより、住民票、マイナンバーカード等に旧姓を併記し、公に身分を証明することができるようになります。

次いで、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知が出されたことにより、今回、旧氏による印鑑登録ができるように、これまでの未改正部分とあわせて高千穂町印鑑条例の一部を改正するものであります。

まず、第2条中の「本町の」を「本町が備える」に改め、同条に2項として、「前項の規定に

かかわらず次に挙げるものについては、印鑑の登録を受けることができないものとする。（１）１５歳未満のもの。（２）成年被後見人。」を加えるものです。

次に、第５条第２項第１号を「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令第３０条の１６第１項に規定する旧氏をいう。もしくは、通称住民基本台帳法施行令第３０条の２６第１項に規定する通称をいう。）または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの」に改めるものです。

次に、第６条第１項第３号を「氏名、氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称」に改めるものです。

次に、第６条に第３項第１号を「各号に掲げる事項を登録した記録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む）をもって調整することができる。」を加えるものです。

次に、第１１条の第８項「（登録証の再交付）」、第９条「（登録証亡失の届け出）」、第１０条「（登録廃止の申請）」を前３条に改めるものです。

次に、第１３条第１項第３号中「氏または」を「氏に変更があったものにあつては、住民票に記載がされている旧氏を含むまたは」に改めるものです。

次に、第１５条中「第１項の第３号」を「第１項第３号」に改めるものであります。

附則に「この条例は公布の日から施行する。ただし、第５条第２項第１号、第６条第１項第３号及び第１３条第１項第３号の改正規定は令和元年１１月５日から施行する」を加えるものです。

以上、説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第５９号、第６０号について、総務課長、登壇願ひます。

○総務課長（石淵 敦司課長） それでは、総務課所管の議案２件について御説明を申し上げます。

まず、議案第５９号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案集６８６ページになります。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年６月１４日に公布され、同法の中で、地方公務員法第１６条第１項第１号、これは、成年被後見人等が職員となり、または競争試験、もしくは選考を受けることができないと規定するものでありますが、この削除及び第２８条第４項、職員は成年被後見人等に該当する

に至ったときは、その職を失うとする規定が削除されましたが、その条項を本条例中、期末手当を規定する第17条第1項及び第17条の2第2号、勤勉手当を規定する第18条第1項、また、休職者の給与を規定する第25条第6項中に引用をしておりますので、その削除を行うための条例改正であります。

なお、本条例の施行日につきましては、法律の公布の日より6月後の本年12月14日となっております。

次に、議案第60号高千穂町消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集688ページになります。

まず、消防団の欠格条項を規定する第6条につきまして、先ほど申しました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、第1号「成年被後見人または被保佐人」を削除し、第2号及び第3号中の文言の一部修正と第1号の削除に伴う条項番号の繰り上げを行うものであります。

次に、第7条につきましては、引用する第6条の条項番号が繰り上がったことによる修正と表記文言の修正であります。

本件につきましても、条例施行日につきましては、法律の公布の日より6月後の本年12月14日であります。

以上、総務課所管議案2件について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第61号、第63号、第68号について、福祉保険課長、登壇願います。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 福祉保険課所管、条例改正議案1件、補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集690ページをごらんください。

議案第61号高千穂町保育料条例の一部改正につきましては、育児教育・幼児教育・保育の無償化のための基本方針が、平成29年12月に閣議決定され、令和元年5月に改正子ども・子育て支援法が成立、消費税引き上げの、ことし10月1日から実施されることに伴うものであります。

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の時期が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児教育に係る子育て家庭の経済的負担軽減を図ることで少子化対策となることを期待し、取り組まれるものであります。

主な改正内容としましては、保育園及び認定こども園を利用する、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子供の保育料を無償化するもの、ゼロ歳児クラスから2歳児クラスの子供のうち、

町民税非課税世帯の保育料を無償化するものなどの改正であります。

691ページをごらんください。

条文中の「支給認定」を「教育・保育・給付認定」に、第3条第2項の「別表第1、2を無料とし」に文言を改め、「別表第2」の内容を改正し「別表1」と改め、以降、別表の内容はそのままとし、番号のみ「別表第3」を「第2」に、「別表第4」を「第3」に改めるものです。

今回の改正では、現在の在園児数453名中、305名ほどの約67%の児童が無償化の対象となる見込みです。

なお、通園送迎費、行事費、施設充実費、入園費、主食材料費の全てと副食材料費の一部を除き、無料化の対象外であります。

これまで、各保育園、認定こども園の説明は終了しており、現在、各園ごとに保護者に対して説明会を行っているところであります。

この改正は、令和元年10月1日より施行するものであります。

次に、議案集724ページをごらんください。

議案第63号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の改正は、事業勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億1,327万円とするものであります。

725ページ、歳入の内訳であります。県支出金87万3,000円の増は、交通事故などに伴い、加害者へ医療費を請求する第三者行為求償処理事務委託分で、県からの保険給付費等特別交付金の増によるものです。

諸収入1万8,000円の増は、関係職員のインフルエンザ予防接種個人負担金分の増であり、繰入金1万8,000円の減は、その個人負担金分を一般会計繰入金から減額し、財源の組み替えを行うものであります。

726ページの歳出の内訳であります。総務費87万3,000円の増は、先ほどの第三者行為求償処理事務委託料の増によるものです。

728ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集802ページをごらんください。

議案第68号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の改正は、事業勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,198万1,000円とするものであります。

803ページ、歳入の内訳であります。後期高齢者医療保険料118万4,000円の増は、

被保険者から納めていただいております特別徴収保険料及び普通徴収保険料で、広域連合がその額を決定したことによるものです。

804ページ、歳出の内訳であります。後期高齢者医療広域連合納付金118万4,000円の増は、広域連合へ納付する医療保険負担金であり、広域連合がその額を決定したことによるものであります。

806ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第62号について、財政課長、登壇願います。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、財政課所管の議案第62号令和元年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案集の694ページをお開きください。

今回の補正予算は町長の説明にもありましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億375万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を88億4,634万円とするものであります。

また、第2条で地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から、主なものについて御説明いたします。

697ページをお開きください。

総務費は2,253万8,000円の増額ですが、町勢要覧制作業務委託料777万7,000円、旧法務局改修工事504万5,000円、庁舎管理の修繕料132万7,000円、移住支援金200万円が主なものです。

民生費は1,330万2,000円の増額ですが、介護保険特別会計繰出金1,130万6,000円が主なものです。

衛生費は525万3,000円の増額ですが、主なものは公立病院運営等共同調査研究業務委託料400万円であります。

農林水産業費は8,594万円の増額ですが、中山間地農業ルネッサンス推進事業500万円、強い農業づくり交付金関係事業補助金4,776万3,000円、クラスター事業補助金5,964万5,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業401万円、有害鳥獣捕獲報奨金590万円など補助の決定による事業量の増加による増額が主なものです。

次に、商工費は844万2,000円の増額ですが、高千穂峡支障木伐採委託料276万1,000円、キャンプ場進入路整備305万2,000円が主なものであります。

土木費は3,300万9,000円の増額ですが、都市再生整備計画事業3,197万7,000円、木造住宅リフォーム促進事業500万円の追加などが主なものです。

消防費は1,192万5,000円の増額ですが、デジタル無線機購入が537万7,000円、国土強靱化地域計画及び地域防災計画改定業務委託料535万2,000円が主なものです。

教育費は749万5,000円の増額ですが、田原小学校管理棟及び渡り廊下屋根改修工事457万8,000円、押方小学校国旗掲揚台撤去及び新設工事154万円が主なものです。

最後に、災害復旧費は1,585万1,000円の増額ですが、農地・農業用施設、林業施設・道路橋梁河川災害復旧工事費であります。

続いて、歳入について御説明いたします。696ページをお開きください。

町税は184万5,000円の増額ですが、自動車取得税環境性能割であります。

地方特例交付金は151万7,000円の増額ですが、減収補填特例交付金の交付決定によるものであります。

地方交付税は7,760万5,000円の増額ですが、普通交付税の交付決定による増額分であります。

次に、分担金及び負担金は568万4,000円の増額ですが、公立保育所副食費負担金、県単農業農村整備計画策定事業事業費負担金などが主なものです。

国庫支出金は2,086万9,000円の増額ですが、介護保険低所得者保険料軽減負担金428万6,000円、社会資本総合整備交付金1,279万円が主なものであります。

県支出金は6,981万2,000円の増額ですが、畜産クラスター事業5,964万5,000円、強い農業づくり交付金関係事業4,108万7,000円、現年発生災害復旧費補助金622万5,000円などが主なものであります。

財産収入は249万4,000円の増額ですが、消防車両の更新による旧車両の売却収入が主なものです。

繰入金は1,664万8,000円の増額ですが、介護保険特別会計から244万6,000円を繰り入れ及び財源調整による基金からの繰り入れであります。

繰越金691万4,000円は、平成30年度からの純繰越金確定によるものでございます。

諸収入は755万7,000円の増額ですが、過年度後期高齢者医療給付費負担金精算金573万1,000円などが主なものです。

最後に、町債は719万円の減額ですが、臨時財政対策債の減額であります。

以上で、議案第62号令和元年度一般会計補正予算（第2号）の説明を終わりますが、議案集の700ページ以降の歳入歳出補正予算の事項別明細書を参考にさせていただきたいと存じます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第66号、第67号について、保健センター事務長、登壇願います。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第66号令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案集の760ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ24万7,000円を追加し、補正後の予算総額を896万7,000円とするものであります。

761ページの歳入で、分担金及び負担金が99万3,000円の減額で、平成30年度決算に伴う剰余金を繰越金として計上したこと等により、西臼杵3町からの負担金を減額するものであります。

次に、繰越金が123万8,000円の追加で、決算に伴う剰余金を繰越金として計上したものであります。

次に、762ページの歳出ですが、介護認定審査会費が24万7,000円の追加で、パソコン買い換えによる備品購入の購入費の追加が主なものであります。

764ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第67号令和元年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集の772ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,998万2,000円を追加し、補正後の予算総額を15億3,341万円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1,211万1,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、775ページの歳入で、保険料が857万5,000円の減額で、低所得者の保険料軽減による減額であります。

次に、国庫支出金が369万2,000円、支払基金交付金が175万9,000円、県支出金が495万7,000円のそれぞれ追加ですが、6月の人件費補正分の負担割合に応じた計上と前年度精算に伴う追加交付が主なものであります。

次に、繰入金が1,226万円の追加で、前年度精算に伴う一般会計からの繰入金と、低所得者保険料軽減分及び決算に伴うサービス勘定からの繰入金が主なものであります。

次に、繰越金が7,546万7,000円の追加で、平成30年度決算に伴う剰余金を全額繰越

金としたものであります。

次に、諸収入が42万2,000円の追加で、臨時職員2名分の保険料個人負担金の計上が主なものであります。

次に、776ページの歳出ですが、総務費が89万3,000円の追加で、臨時職員賃金の追加計上と介護認定審査会負担金の減額が主なものであります。

次に、基金積立金が5,000万円の追加で、決算に伴う剰余金の一部を基金へ積み立てるものであります。

次に、予備費が2,128万1,000円の追加で、同じく決算に伴う剰余金の一部を介護保険給付費等の支払いに備えて追加したものであります。

次に、諸支出金が1,780万1,000円の追加で、給付費の確定精算に伴う国費・県費への償還金の追加と、一般会計並びに介護サービス勘定会計への繰出金を計上しております。

778ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、790ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入として繰入金金が9万9,000円の追加で、事業勘定からの繰入金であります。

次に、繰越金が95万5,000円の追加で、決算に伴う剰余金を繰越金として計上したものであります。

次に、792ページの歳出ですが、サービス事業費が9万9,000円の追加で、パソコンの入れかえによるシステムライセンス移設の委託料を追加するものであります。

次に、諸支出金が95万5,000円の追加で、繰越金とした金額を事業勘定へ繰り出すものでございます。

794ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 報告第5号、第6号及び人事案件議案第69号、第70号、第71号につきましては町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第5号から日程第31、議案第71号までの報告、議案合計27件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました報告及び議案第69号、第70号、第71号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第69号、第70号、第71号の熟読のため、2時30分まで休憩します。

午後2時17分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き会議を開きます。

初めに、日程第 29、議案第 69 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第 69 号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤 博志議員） ただいまの議長を除く出席議員数は 12 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、議席番号 6 番、本願和茂議員、議席番号 7 番、中島早苗議員、議席番号 8 番、馬原英治議員の 3 名を指名します。

念のため、申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号 1 番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票願います。

〔議員投票〕

.....

1 番 佐藤さつき議員	2 番 板倉哲 男議員
3 番 磯貝 助夫議員	5 番 安在 昭則議員
6 番 本願 和茂議員	7 番 中島 早苗議員
8 番 馬原 英治議員	9 番 佐藤 久生議員
1 0 番 坂本 弘明議員	1 2 番 富高健一郎議員
1 3 番 富高 友子議員	1 4 番 佐藤 定信議員

.....

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。本願和茂議員、中島早苗議員、馬原英治議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 1 2 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。賛成 1 2 票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第 6 9 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

次に、日程第 3 0、議案第 7 0 号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 0 号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第 7 0 号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

ただいまの議長を除く出席議員数は 1 2 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に、議席番号 9 番、佐藤久生議員、議席番号 1 0 番、坂本弘明議員、議席番号 1 2 番、富高健一郎議員の 3 名を指名

します。

念のため、申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっていきますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票願います。

〔議員投票〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。佐藤久生議員、坂本弘明議員、富高健一郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。賛成12票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第70号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

ここで、教育長に申し上げます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

〔教育長退席〕

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第31、議案第71号高千穂町教育委員会教育長の選任同意についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、議案第71号については、討論を省略して、採決することに決定しました。

これから、議案第71号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号13番、富高友子議員、議席番号14番、佐藤定信議員、議席番号1番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため、申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票願います。

〔議員投票〕

.....

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉哲 男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	9番 佐藤 久生議員
10番 坂本 弘明議員	12番 富高健一郎議員
13番 富高 友子議員	14番 佐藤 定信議員

.....
○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。富高友子議員、佐藤定信議員、佐藤さつき議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。賛成 6 票、反対 6 票です。

以上のとおり、投票の結果、賛成・反対同数でありますので、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって議長が法案に対して採決をします。

議長は、同意するものと採決します。したがって、議案第 71 号高千穂町教育委員会教育長の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（工藤 博志議員） 教育長の入場を求めます。

〔濱田 琢一教育長 入場〕

○議長（工藤 博志議員） 教育長に申し上げます。

ただいま採決の結果、高千穂町教育委員会教育長の選任については、同意されました。

ここで、濱田琢一教育長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。登壇願います。

○教育長（濱田 琢一教育長） 失礼します。議長の許可をいただきましたので、貴重な時間をおかりして一言挨拶を申し上げます。

本年 11 月 24 日で教育長としての任期を迎えますが、先日、町長より任期延長の要請をいただきました。

また、本日、議会におきまして、議員の皆様より御承認をいただきました。身の引き締まる思いであり、職責の重さを痛感しているところであります。

平成 28 年に教育長として務めてまいりましたが、学校に行くたびに子供たちが元気に学習している様子や、それから仲間と一緒に運動している様子を見てうれしく思いますし、神楽に行けば子供たちが神楽を舞っている様子を見て、たくましくも感じました。

議会におかれましても、議員の皆様のおかげで学校にエアコンを全て設置することができましたし、一般質問でも数多くの御質問をいただきました。その質問を通して、皆様の教育に対する

深い御理解と温かい御支援に、常日ごろ感じているところでございます。

今回、令和4年までという任期をいただきました。高千穂の教育水準の維持向上はもちろんですが、少子化に伴う児童生徒数の減少、非常に大きな問題であります。

したがって、中学校のあり方につきましていろいろ議論をしまいましたが、いよいよ形を整える時期に来たかなというふうなことを思っております。この部分は、しっかりと取り組んで形にしていきたいというふうに感じているところです。

皆様の温かい御支援、御協力をお願いして、一言で簡単ではございますが、教育長としての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時59分散会
